

「山形県衛生研究所倫理審査委員会」公募委員の募集について

1 公募主旨

山形県衛生研究所では、主に感染症や植物性自然毒などに関する研究を行っており、その中には、人もしくは人由来の検体を対象とした研究が含まれます。

そのため当所では、国の「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」を踏まえた「山形県衛生研究所倫理審査規定」を策定し、その規定に基づき「山形県衛生研究所倫理審査委員会（以下「委員会」という。）」を設置しています。

委員会では、当所が行おうとしている研究が、人権を尊重し適正に行われるかについて、倫理的観点及び科学的観点から審査を行っていただきます。

委員は、学識経験者、衛生研究所職員など8名程度で構成されますが、その中で、研究対象者の観点を含めて一般の立場を代表する方1名を、公募により選任しています。このたび、委員改選にあたり、公募委員を募集するものです。

2 委員としての役割

委員会に出席し、申請された研究計画について県民としての目線から同意説明文書の内容が理解できるか等の審査をしていただきます。

委員会は、例年年1回、原則として平日に山形市内（衛生研究所内）で開催され、所要時間は3時間程度です。

なお、委員会は非公開で開催しますが、委員の氏名及び審査結果については、当所ホームページと、厚生労働省「研究倫理審査委員会報告システム」にて公表いたします。

3 募集人員

1名

4 任 期

令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

5 報 酬 等

県で定める報酬と交通費をお支払いします。

6 公募期間

令和8年2月19日（木）から3月2日（月）まで（期間内必着）

7 応募資格

次の①から④までの全てに該当する方。

- ① 令和8年4月1日時点で、18歳から49歳までの方
- ② 山形県内に在住している方
- ③ 国及び地方公共団体の議員又は職員ではない方
- ④ 山形県が設置している審議会、協議会又は懇話会等の構成員として、3つ以上に就任していない方（令和8年4月1日以降の見込みを含む。）。

8 応募方法

公募委員応募申込書に必要事項を記入の上「倫理審査委員応募」と朱書きした封書により、郵送又は持参いずれかの方法で、当所に提出してください。

9 選考方法

申込書の内容を総合的に判断して決定します。

なお、必要に応じて、書類選考上位者若干名について面接を実施する場合があります。その際はご連絡します。

10 選考結果の通知

選考後速やかに、応募者全員に郵送にてお知らせします。

11 その他留意事項

応募に要する費用（郵送代等）は応募者の負担となります。

応募書類は返却しません。

12 応募・問い合わせ先

〒990-0031

山形市十日町一丁目6番6号

山形県衛生研究所 生活企画部

電話：023-627-1108